

「石油石炭税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(災害等の範囲)</p> <p>第31条 法第10条第4項《未納税移出》及び令第11条第1項第2号《輸出免税》に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(輸出に関する明細)</p> <p>第32条 <u>法第11条《輸出免税》に規定する輸出免税の適用を受けようとする者は、令第11条第1項《輸出免税》に規定する方法により当該原油、ガス状炭化水素又は石炭の輸出に関する明細を明らかにしなければならないのであるが、当該輸出免税の適用を受けようとする者が、同項第1号に掲げる当該原油、ガス状炭化水素又は石炭が輸出されたことを証するいずれかの書類又は同項第2号に掲げる亡失証明書を保存しているとき（輸出免税の適用を受けようとする者が実際の輸出者でないため、これらの書類等を保存することができない場合において、その写しを保存しているときを含む。）は、同項に規定する方法によりその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</u></p> <p>2 <u>令第11条第1項第1号に規定する「当該原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が外国に陸揚げされたことを証明した書類」とは、陸揚げされた場所の所在地の所轄税関長が証明した書類をいう。</u></p>	<p>(災害等の範囲)</p> <p>第31条 法第10条第4項《未納税移出》に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>第32条 <u>削除</u></p>